

特集

始まる！

「こどもまんなか社会」

障がいがあってもなくても、子どもは地域で育つ！

すでに地域には、素晴らしくインクルーシブな実践があった

親あるうちに見届けたい

障がいがあっても
親なき後も
いつもの街で
いつもの暮らしを



1

～学校現場をこどもまんなか社会に～ こどもまんなか社会へのスタートアップ・・・・・・・・・・2

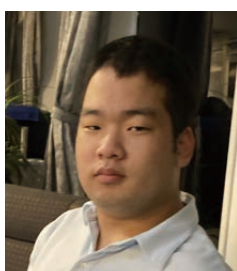


福岡市子ども家庭支援センター「はぐはぐ」
センター長 河浦龍生さん

2023（令和5）年4月、こども基本法が施行されます。やっと子どもの権利保障と健全育成に向けて社会が変わろうとしています。これまでの制度や法律を確認し、しかし未だに厳しさの残る現状、未来への希望などについて述べていただきます。

2

障がいがある、あってもなくても、子どもは地域で育つ！ すでに地域には、素晴らしくインクルーシブな実践があった。



良太さんの場合・・・・・・・・・・13

保育園から中学まで、ずっと地域の子供たちと一緒に生活してきた重複障がい児の良太さん。良き家族や指導者、友人に恵まれ、語学の才能が大きく育ちました。「第35回熊本県高等学校英語スピーチコンテスト」で4位に入賞したスピーチ原稿と共に、お母さんと恩師に、幼少期の子育てをお聞きしました。

あかねさんの障がいと私

あかねさんとビッグママ篠村先生 出会いから自立へ・23



9年前、特別支援学校の判定を受けたあかねさんでしたが、ご両親は、当時姉も通っていた地元小学校に入学させることを決めました。そこで出会った特別支援学級の担任の「興味関心から始まる学習」「おむすび集団」「畑を耕す」「伝えることをあきらめない」などの日々の実践の中で、交流学級の担任や子どもたちとの学校生活を通して健やかに育ちました。自分のことを自分で決定し調べ行動できる今のあかねさん。その成長を当時の担任と共に振り返りました。あかねさんの障がいから一度は逃げ、苦悶し、そして今は幸せだと笑顔で言い切るご家族のお話です。

3

障がい児育て・・・・・・・・・・41 地域・人のやさしさとつながりに支えられて



NPO 法人福岡市笑顔の会 代表理事 渡辺めぐみさん

「生後3か月の息子の呼吸が止まってしまう」と恐ろしさに震えながらも、かかりつけの小児科に駆け込んだ渡辺さん。そこから大学病院に搬送されたとき、障がいのある子ども連れの女性から言葉をかけられそっとペットボトルのお茶を差し出され…

その後、療育通園の親たちとの支え合いに終わらず、社会貢献に踏み出した渡辺さんたちの活動を報告していただきます。

4

障がいのある子供達の自立に関する一考察・・・・・・・・・・44



特別支援学校39年間の教師生活(主に進路指導)を終えて～
元福岡県立特別支援学校指導教諭 中村秀紹さん

高校野球の指導者を目指していた中村氏が障がいの重い子供達との出会いをきっかけに特別支援教育の世界で生きていくことになり、その後、進路指導をライフワークとし、教師として様々な経験を積んでこられました。その一部ですが、報告していただきます。

こどもまんなか社会へのスタートアップ

～学校現場をこどもまんなか社会に～

福岡市子ども家庭支援センター「はぐはぐ」所長 河浦龍生



筆者プロフィール

社会福祉士、福岡市子ども家庭支援(はぐはぐ)センター長
佐賀市要保護児童対策地域協議会スーパーバイザー
福岡大学法学部卒後 1974 年福岡市役所入庁。1996 年か
ら福岡市児童相談所児童福祉司として勤務。2009 年福岡市
こども総合相談センター緊急支援課長となり、2016 年退
職。退職までの19年間は主に子ども虐待の対応を行う。

昨年6月、こども基本法、子ども家庭庁設置法の成立、関連して児童福祉法が改正されました。いずれも、今年（令和5年）4月から施行されます。日本社会は、子どもの権利保障と健全育成に向けて大きく変わろうとしているのです。

こどもまんなか社会とはなんでしょうか。

厚生労働省「こども政策の新たな推進に関する基本方針のポイント」ではこのように述べています。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、
こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」、
こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、
こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、
健やかな成長を社会全体で後押し。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～2021（令和3）年12月21 閣議決定

1. こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるようにすることが、こどものより良い成長の実現につながる

2. 全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上

児童の権利に関する条約に則り、全てのこどもが生命・生存・発達を保障されること、こどもに関することは、常に、こどもの最善の利益が第一に考慮されること、こどもは自らに関係のあることについて自由に意見が言え、大人はその意見をこどもの年齢や発達段階に応じて十分に考慮すること

全てのこどもが、個人としての尊厳が守られ、いかなる理由でも不当な差別的取扱いを受けないことがないようとするといった基本原則を、今一度、社会全体で共有することが重要。全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感

や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要

3. 誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援（略）
4. こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援。

非行やいじめなどの問題行動は、こどもからのSOSであり、加害者である前に被害者である場合がある。また、困難を抱えるこどもの保護者自身もその生育過程において被虐待体験その他の様々な困難を経験していたり、現に様々な困難に直面していることも少なくない。こうした構造的な要因を踏まえ、表出している問題行動などへの対処のみならず、保護者に対する支援をはじめとする成育環境へのアプローチが不可欠である。

その他、子どもや家族の支援は、プッシュ型やアウトリーチ支援、民間等との連携協働を強く求めています。

こども基本法は参議院において2022（令和4年）6月参議院で可決、成立。

こども基本法では子どもの権利条約に基づき、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理原則が第3条に定められています。

- ・個人として尊重され、基本的人権の保障と差別的扱いを受けない
- ・適切に養育される、生活を保障される、愛され保護される
成長及び発達並びに自立が図られる、教育を受ける権利が等しく与えられる
- ・自己に直接関係するすべての事項に意見表明と社会活動への参画する機会の保障
- ・意見が尊重され最善の利益が優先して考慮

但し、こども政策の推進に係る有識者会議で議論された権利擁護委員会（第3者の子どもの権利相談救済機関＝子どもコミッショナー）は設置されませんでした。

衆議院内閣委員会（2022.4.22）で野田大臣は、次のように答弁しています。

「こどもまんなか社会とは、常に子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもに関する取り組み、政策がわが国の真ん中に据えられる社会のことです」

「子どもは社会の一員として、大人と対等に、意見を尊重される権利を有する、権利（行使）の主体であることを、社会全体で認識すること」「子どもの意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を後押しする社会であると考えています」

まさに、子どもの権利条約の精神をしっかりと地域に根付かせようとの決意を感じ取れるものであり感激しました。

子どもは権利行使の主体としての子ども観そのものが明文化されているわけではありません。保護されるなどの受動的権利だけでなく、意見表明等能動的権利が認められたことからそのように理解されているのです。それは、条約の12条から16条に明文化されています。

第12条

締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する

第 13 条

児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む

第 14 条

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する

第 15 条

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める

第 16 条

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない

このように素晴らしい未来が開けるような期待を持ってしまうのは私だけでしょうか。

こどもまんなか社会が本当に実現するのか。

その素晴らしい未来を手に入れるには学校現場の改革が必要であると私は考えます。過去の歴史と現状をしっかりと見据え、これから私たちにできることを一緒に考えたいと思います。

国連総会において「子どもの権利条約」が制定されたのは 1989 年 11 月です。

世界中のすべての子どもたちがもつ権利を定めたもので、日本は 1994 年に批准しました。

子どもの権利条約の 4 つの原則は

- 差別の禁止（差別のないこと）
 - 子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）
 - 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
 - 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- です。

文科省は子どもの権利条約について、このような通知を発しています。

「児童の権利に関する条約」について 平成 6（1994）年 5 月 20 日文部事務次官通知
本条約第 12 条から第 16 条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより**学校においては**、その教育目的を達成するために必要な合理的 範囲内で**児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること**

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、**これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。**

条約第 12 条 1 の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を**一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではない。**

これは、子どもの能動的基本的人権を認めないと受け止められる通知です。こども観は従来通りのパターンリズム（強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援すること）となります。このことを基本とした「生徒指導提要」がありますが、子ども基本法の制定などを踏まえ、この度、以下の通り改正されました。かなり期待したのですが結局この考え方は踏襲されるのです。

こども基本法が成立するにあたり、文部科学省は生徒指導提要)を12年ぶりに改訂しました。(2022年12月) その「まえがき」から引用です。

本年6月に「こども基本法」が成立し、子供の権利擁護や意見を表示する機会の確保等が法律上位置付けられました。子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考える機会を持つことは重要なことであり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

ここでは、子どもの意見を聴くことは、子どもの権利としてではなく教育的意義が強調されているのです。

2016年改正児童福祉法では

「子どもの権利条約の精神にのっとり」すべての国民に「児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、適切に心身ともに健やかに育成されるよう努められなければならない」

との義務をすべての国民に求めました。「子どもの権利条約の精神にのっとり」とは子ども観と思います。権利を行使する主体としての子ども観、子どもと大人は対等平等であるとの子ども観です。子どもの意見を聴き、しつけや教育は子どもの意見を聴き話し合うことです。子ども人権侵害が多い背景は、この、子ども観が定着しないことだと思います。

子どもは大人と対等でなく、人間として未完成で劣っており、大人が教え導く対象であるとのパターンリズム（強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援すること）としつけ観、子どもは叩いてでもしつける。痛みでわからせる。が根強く定着していることだと思います。日本は、子どもの権利条約を1994年に批准しましたが、その「精神」は日本社会に定着しませんでした。

何よりも、教育現場には「知らされなかった」のではないのでしょうか。

子どもまんなか社会へのスタートアップになったのには、大きく二つの流れがあります。

ひとつの流れは、少子化高齢化人口減少が止まらず、日本社会の大きな重しになっていることです。

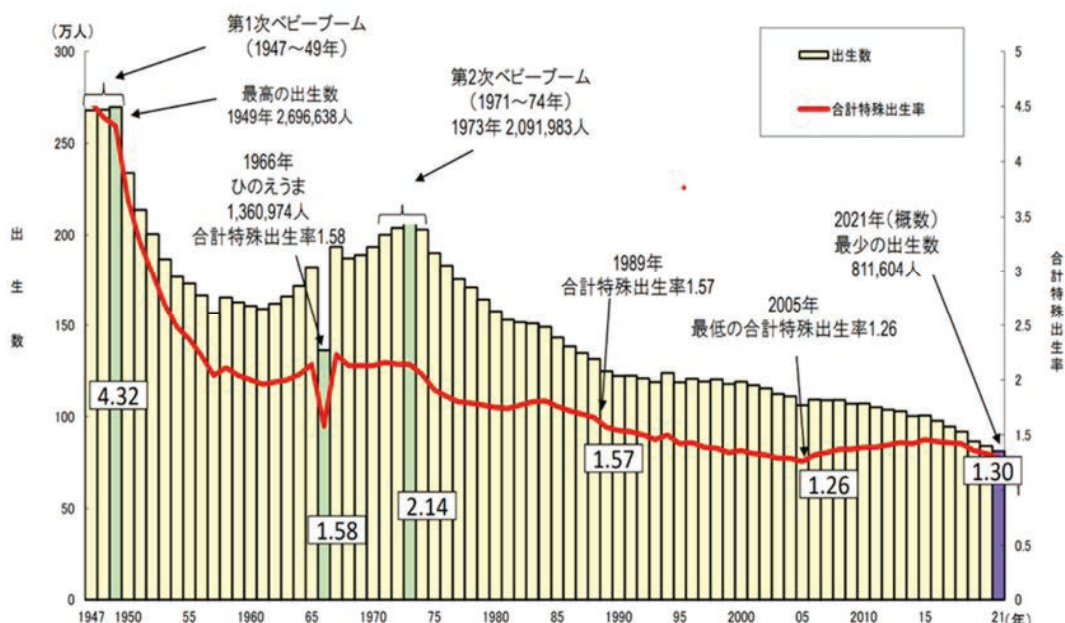
二つ目の流れは 1989 年に国連で制定された「子どもの権利条約」です。

少子高齢化・人口減少が止まらず、日本社会の大きな重しに

日本政府は少子化対策から働き方改革も含めた子育て支援にシフトを変えながら、少子化を食い止めようとしてきましたが、昨年（2022 年）は過去最低の 78 万人の出生と予想されています。高齢化は医療技術の進歩のなかで、平均寿命が延びていいことなのですが（もっとも健康寿命が問題です）問題は少子化がとまりません。特殊出生率（女性が生涯に子どもを産む平均数）が 2.08（人口置き換え数）ないと人口が減少します。2008 年から人口減少が始まりました。

少子化の現状は深刻

戦後、1947 年からの第一次ベビーブームでは 270 万の子どもが出生し、1971 年からの第二次ベビーブームでも 200 万の子どもが出生していましたが、その後は低下の一途で一時期若干改善もありましたが又低下を続けています。



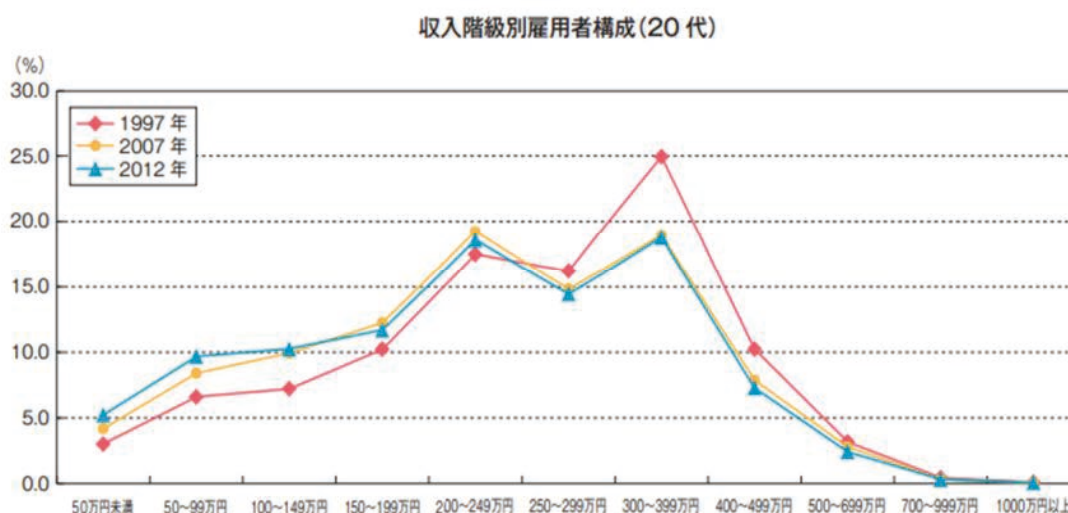
1989 年合計特殊出生率 1.57 ショック（1966 年の丙午の年より低下した）から 14 年後の 2003 年に成立した、少子化対策基本法では、その前文で

「我らは、紛れもなく、**有史以来の未曾有の事態**に直面している。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、**極めて少ない**。もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、**子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じる**ことのできる社会の実現は、我らに課せられている**喫緊の課題**である」と強い危機感を示しています。それから 20 年の間、悪化し続けています。

少子化の背景のひとつは、若者が結婚や子育てに夢を持っていないことです。

非正規労働者が増え、格差社会のなかで経済的格差が拡大しています。2021 年 2 月 22 日の西日本新聞デスク日記ではこのように述べられています。

「国のデータを基にした若い世代の所得分布のグラフにがくぜんとした。30 代の最多層が、1997 年の 500 万～699 万から 2017 年には、300 万から 399 万に移っている。20 代も同じ傾向だ。20 年かけて日本の若者は貧乏になったのだ」



子育て世代の所得分布 総務省平成 26 年版少子化社会対策白書

総務省「平成 29 年就業構造基本調査」によると

男性の雇用形態別有配偶率は

■ 正規の職員・従業員

25～29 歳で 30.5%、

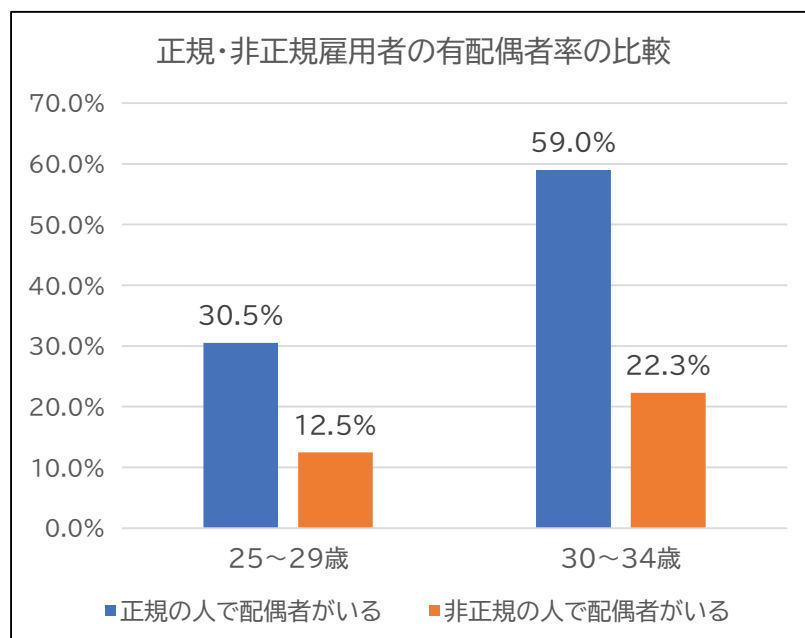
30～34 歳で 59.0%

■ 非正規の職員・従業員

25～29 歳で 12.5%

30～34 歳で 22.3%

非正規雇用の方が正規雇用の方に比べて未婚率が顕著に高い結果が示されています。



子育て家庭に、教育費や孤立などの大きい子育て負担

福岡市子ども子育て支援ニーズ調査(2018 年乳幼児保護者約 5.8 千人回答)によると、保護者の 70%が子育てに負担感や不安を感じています。

そのうち子育てがつらいと感じることが多い・とてもつらいは 10%です。

子育ての悩みは、

- ① しつけに関すること 42%、②子育てで出費がかさむこと 38%（前回 15%）、③叱りすぎて
いるのではないかと 29%

と子育て費用に不安が前回(2013 年)から急増しています。

さらに、子育ての孤立化も進んでいます。乳幼児の保護者の 19.2%が緊急時や用事があるとき子どもをみてもらえる親族・知人がいません。

これらの結果、晩婚、未婚、少産化が進んでいます。

地域子育て支援の重要性

子どもが育つ場は、家庭、学校等、地域です。家庭機能の低下だけでなく、地域社会の福祉力の低下により、子育て初期機能の低下が進んでいます。家庭、地域の機能低下を代替する施策が必要になっており、それが地域子育て支援事業です。「子どもひろば」等親子で通える場所の提供や相談支援、子どもの一時預かり等の重要性です。それは人生早期から社会が関わることによって、子どもの育ちを確固たるものにすると OECD の報告（スターティングストロング報告）にも基づきます。これまで、家庭内保育の子ども達に社会は注目せず、子育ては、それぞれの家庭の問題としてきましたが、社会全体で子育てをしていく方向性が打ち出されています(社会的養育ビジョン 2017)。

今回の児童福祉法の改正は、地域子育て支援の具体策がさらに新設、充実強化され、子育ては家庭の問題でなく、社会全体で育てようとの「子育ての社会化」が進められます。

ジェンダーバイアスによる男女の社会的不平等要因が根底に

少子化の背景には、さらに別の要因もあります。

子育てや家事が女性に重くのしかかり、仕事と家事育児の両立が困難です。

OECD（2021 年）によると、女性が家事・育児等についやす時間は

男性の 5.5 倍（日本）4.4 倍（韓国）2.3 倍（イタリア）1.7 倍（フランス）です。

まずは、長時間労働が解消され、男性が育児家事の半分を負担できるように、子育て中は、短時間労働など「マミートラック」での働き方をして、子育てが終われば、キャリアアップのトラックに戻るとの働き方改革がいます。

2. こども真ん中社会へのもう一つの流れ 1989 年子どもの権利条約の制定

新しいこども観・子どもの権利は基本的人権

子どもの権利条約は（以下条約）子どもの権利を考えるうえで歴史的条約です。

それまでの「子どもは保護の対象である」という考え方から、「**固有の人格主体、権利行使の主体である**」という**子ども観**へと考え方が変わったのです。

大人と子どもはパートナーシップです。

権利保障は差別禁止、最善の利益を考慮するとの原理が盛り込まれ、生きる権利、護られる権利、発達する権利、参加する権利が認められています。この権利は「ライツ」でなく「**ヒューマンライツ**」基本的人権です。

日本の変わらない現状

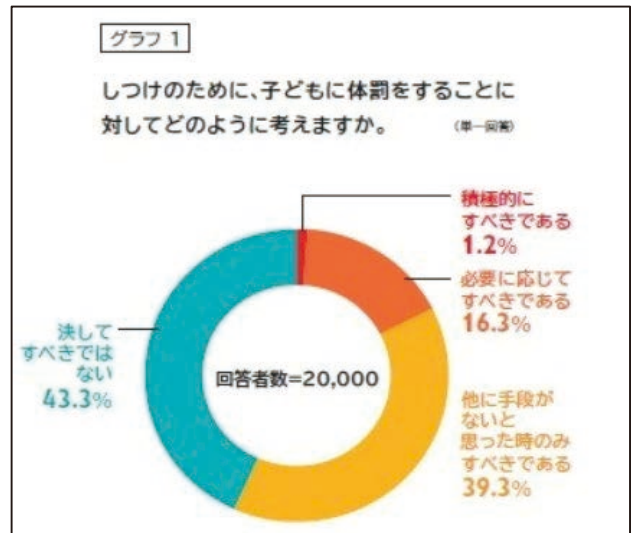
日本では、2016 年児童福祉法改正でようやく「子どもの権利条約の精神にのっとり」が明記され、子どもの権利が明確にされました。でもその精神は、日本社会には定着しませんでした。児童虐待は増え続け、なによりも女性への暴力（子どもに見せれば心理的虐待）と子どもへの暴力が増え続けています。虐待による死亡も一向に減りません。

子ども支援専門の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは「国内2万人のしつけにおける体罰等に関する意識・実態調査を行いました。

その結果

- ・ 積極的にすべきである 1.2%
- ・ 必要に応じてすべきである 16.3%
- ・ 他に手段がないと思った時のみすべきである 39.3%
- ・ 決してすべきではない 43.3%（このうち4割は、おしりや手の甲をたたく）

ようやく、2019 児童虐待防止法で体罰禁止が明記され、一昨年の4月から施行されています。民法改正についても、保護者の懲戒権規定を削除し体罰禁止を明文化する閣議決定（2022 年 10 月 14 日）が行われました。



法律に体罰禁止が明記されてもなくなる学校での体罰

学校現場での体罰もなくなりません。

体罰は学校教育法（S22 年）により禁止されているにもかかわらず、です。

国公立学校体罰件数

年度	件数	被害児童数
H25 年度	4,175 件	9,256 人
H27 年度	890 件	1,699 人
H30 年度	578 件	1,144 人
R元年度	552 件	948 人
R2 年度	485 件	748 人

体罰の実態調査
(文部科学省)

発達特徴を有する子どもへの学校における教育虐待・教育ネグレクト

発達特徴を有する子どもが増加しています。子ども達には合理的配慮が求められるのですが、古庄純一氏（青山学院大学教授児童精神科医）は、これら配慮のない対応を教育虐待と言っています。

子どもの発達特徴を理解せず

- 「画一的な指導を行うことは、子どもにとって有害なことを強要されることになる」
- 「学習障害の子どもに、他の子どもと同じテキストを使用して反復させる」

こと等を教育虐待と指摘しています。

- 不安の強い子どもに、常に目を見つめて話すこと
- 視線を無理に合わせるようにすること
- 大きい声で話すよう強いること

などは不安を増幅させるだけでなく、その場を何とか回避したいと思わせ、回避行動をさせてしまうとも指摘しています。

感覚過敏に理解なく、「わがまま」「慣れれば大丈夫」「堪え性がない」「食わず嫌い」等と強要するとトラウマ体験となります。

そして、大人数に向けて行う一斉授業は、一人一人に必要な教育にならないので教育ネグレクトであるとも言っています。特に、教育虐待の問題は、先生方は子どもの将来のためと思って、させているところにその深刻さを感じます。

際立つ福岡市の情緒支援学級の少なさ

しかも、基礎的環境整備として情緒支援学級は整備されるのですが、福岡市における情緒支援学級の少なさは際立っています。これはインクルーシブ教育でなく教育体制整備が不十分な状態での通常クラスへのダンピング＝投げ込み（上角智希氏）であり、子どもも担任も苦しめています。

市教育委員会	設置率	福岡県 29 市 （政令市を含む） の小学校の 情緒特別支援学級 設置状況 （2022.5.） 福岡市は情緒特別 支援学級が極端に 少ない
15 市	100%	
久留米市	95%	
5 市	90%台	
5 市	80%台	
北九州市	73%	
筑後市	63%	
福岡市	11%	

情緒障がい支援学級の設置率

はぐはぐの相談から

このような事例がありました。

- 黒子さんは教室から飛び出し、校門でうずくまる。先生達が駆けつけ、腕をつかまれ強引に教室に連れ戻された。その後、大人を怖がり、まったく外出ができない。なんとか親と外出するときも顔を隠し、いつも黒い服装。
- 教室に入れないのに強引に教室に入れられた子ども達も、同様の状態になった。
- 腕をつかまれる、引っ張られるが暴行されているように感じて心的外傷になる。
- 保健室にいと、先生が教室にはいるよう迎えに来ることも強制されていると感じる
- 発達特徴を有する子ども達は「真面目」なので、ルール違反が許せなかったり、納得できないことは納得できない。部活顧問の連帯責任の罰に、「納得できない」と意見を言おうとすると「口答えするのか」と叱責されて、学校に行けなくなった

名古屋市子どもの権利擁護委員(子どもの相談・救済機関)の活動から

名古屋市では子どもの権利を守るために以下のように条例を制定しました。

以下は名古屋市ホームページからの引用です。

「名古屋市では、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指し、平成 20 年 4 月に「なごや子ども条例」が施行されました。条例では、児童の権利に関する条約を基本とし、子どもたちが「安全に安心して生きること」「一人一人が尊重されること」「豊かに育つこと」「自分たちにかかわることに主体的に参加すること」が権利として約束されています。

そのなごや子ども条例が制定されて 10 年以上が経過しましたが、この間児童虐待やいじめ等痛ましい事件が後を絶たず、子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている現状があります。

そのため、なごや子ども条例検討部会を設置し、児童の権利に関する条約制定 30 周年という大きな節目を迎え、この間子どもの権利は守られてきたのだろうかと改めて振り返り、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から見直しを行う箇所がないかを検討し、令和元年 11 月 5 日に部会からの意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」が本市に提出されました。

提出された意見に基づきさらに検討を重ね、令和 2 年 4 月に「なごや子どもの権利条例」として改正を行いました。」

この条例に基づいて設置された「子どもの権利相談室なごもっか」には、2021 年「教職員の対応」に関する相談が寄せられ、58 件のうち暴言・体罰等の不適切対応 39 件でした。

- 学校現場での先生による不適切な対応
 - ・「あなたしか注意される子はいない。普通は〇〇だ。病院に行きなさい」
 - ・替え歌で、からかわれる。希望進路をばかにされる
 - ・物を投げる、トイレに行かせない
 - ・みんなの前で「できないのは、あなただけです」と叱責し、いじめのたねをまく
 - ・「先生が怖い」と不登校を誘発している
 - ・多動の小学生を「座らせなきゃいけない」と思い込む担任
 - ・謝罪問題（担任は謝罪しない、タイミング）
- このような学校の現状について
 - ・学校で子どもは「〇〇させる」対象であり客体として扱われている
 - ・子どもが同じ一人の人間として尊重されていない。子どもを下にみる「子ども差別」
 - ・子どもに意見を聴く前に、「大人が思う良いこと」で進んでしまう
- 学校現場での先生による不適切な対応の背景は
 - ・一律一様な子ども観（子どもはそれぞれ違う、が前提になっていない）
 - ・集団という場がもつ影響⇒見せしめ、連帯責任
 - ・教育条件の整備不足（学級規模・多忙化）
 - ・成果主義（子どものゆれに寄り添えない）
 - ・相互不可侵な教育文化

これらの状況から、「子どもの権利を守ることを前提とした学校になっていないのでは？」と訴えています。

私が見相に異動後初めて一時保護したA君

私が見相勤務時代に、家出などの非行で一時保護した小学5年生のA君がいました。A君は一時保護所での職員による脅し・暴力や生活ルールについて強い意見を持ち、子どもの代表数名と職員代表数名で協議したいと要望しました。嫌がる職員を説得してその話し合いは実現しました。当初は、活発に意見していたA君でしたが、途中で押し黙り、職員の「いいね、わかったね」との問いかけに頷いて終了しました。終了後、A君になぜ意見を主張しないか聞くと、「聞いてくれん、先生達の意見を押し付けられただけ」と言っていました。大人の目線で押し付けられて、もう無理と感じたのでした。27年前の話で、福祉の現場もパターンリズムでしたが、教育の現場はまだそのような状況があるのではないかと愕然とします。

これらの問題の根底にあるのは、やはり保護的子ども観とそれに基づくしつけ観だと思います。大人として子どもとの向き合い方の問題です。少子化対策と子どもの人権保障の二つの流れが今年合流して、求められるのはこの問題です。

先ほどの名古屋市子どもの権利擁護委員は、条例に基づきこの改訂に意見書を提出しました。地方自治体から国の決定に意見書を出すことは少ないと思いますが、勇気ある行動だと思います。

「学校教育において生徒指導を行うにあたっては、子どもを権利の主体と認め、年齢及び発達に応じて子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を優先して行うこととされるよう、生徒指導提要の改訂にあたっては、**子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体であること、並びに、年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならないことを明記し、この原理を常に尊重する内容とすることを求めます。**」

（意見書抜粋）まさにこども基本法に基づく意見書だと思います。

こどもんなか社会へのスタートアップする今年、社会が変わるためには学校現場が変わることは不可欠です。以前お話した、ノーマライゼーションの研修で、なぜこのような社会を実現できたかとの会場の質問に、講師は「エデューケーション(教育)、エデュークション、エデュークション」と答えていたことが焼き付いて離れません。

こどもんなか社会をつくるためには、子ども自身に、年齢は問わず、障がいがあるかないか、軽度か重度かは問わず、差別されず、幼いころから自分自身の基本的人権を知り、意見を表明し、自らのことは自ら決定し、自分らしく生きようとする「エデューケーション(教育)、エデュークション、エデュークション」が必要です。

学校現場が自らの改革が困難なら、地域の共生社会づくりに巻き込みながら変えて行こうではありませんか。まずは、自らが、自らを「エデューケーション(教育)、エデュークション、エデュークション」しながら、私達自身が、すべての子どもに、様々な場面で対等に向き合えるかどうか日々の実践です。まずは、我が子と地域の子ども達から、でしょうか。